

# 栃木県道路交通法施行細則の一部改正について(例規通達)

(平成13年3月27日)  
(栃運免第17号・栃運教第1号・栃交規第1号  
栃木県警察本部長通達)

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の改正等に伴い、栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を別添のとおり改正することとしたが、改正の趣旨、要点等は下記のとおりであるから、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

#### (1) 運転免許証の更新手続きの負担の軽減と簡素化を図るための改正

運転免許証の更新手続き(以下「更新手続き」という。)の一層の簡素化等について、警察庁では、更新制度の効果等に関する調査、運転免許制度に関する懇談会からの意見聴取等を実施し、これを踏まえ、運転免許証の有効期間及び更新手続きに関する今後の方向について措置方針を示したところである。

本県においては、更新手続きの簡素化方策として、早期に実施可能な「更新申請書等の写真添付の省略」、「優良運転者に対する県内すべての免許更新窓口での受付」について、平成13年6月1日から施行することとした。

##### ア 第22条(試験車の指定)

第3項において、栃木県交通安全協会の車両のみを試験車両として指定していたが、これを削除した。

##### イ 第24条の2(更新申請書に免許用写真の貼付を要しない場合)

運転免許証更新申請書(以下「更新申請書」という。)に添付する写真の省略については、道路交通法施行規則の一部改正(平成12年総理府令第87号)が行われ、都道府県公安委員会規則で定める場合は、更新申請書に免許証用写真を添付することを要しないこととされたことに伴い、免許証の更新申請時に免許証を紛失又は滅失している者又は免許の効力が停止されている者を除き、新たに更新申請書及び運転免許取消申請書の写真添付を省略する窓口の指定を行った。

##### ウ 別表第2(第2条関係)

道路交通法第92条の2第1項の表の備考欄1の2に規定する優良運転者については、住所地に関係なく交通部運転免許課及び県内すべての警察署の窓口において更新手続きができるようにするため、経路機関の一部を改正した。

#### (2) 身体障害者等のプライバシー保護を図るための改正

身体障害者等が使用する車両に対する駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)について、使用者氏名を裏面に記載することとする様式の改正をしたほか、所要の見直しを行い、平成13年4月1日から施行することとした。

### 2 運用上の留意事項

#### (1) 更新申請書への写真添付の省略

今回の改正により、添付された写真による免許証の作成ができなくなることから、通常の点検・清掃等を従前にも増して適正に行い、写真撮影装置の故障の未然防止に努めること。

#### (2) 優良運転者に対する県内すべての免許更新窓口での受付

優良運転者は、住所地を管轄する警察署以外の警察署においても更新手続きができることとなることに留意し、担当者に対する教養を徹底して管轄外からの申請受理に当たっては、取扱いに十分配慮すること。

なお、適性検査時に新たに身体的障害が判明した場合又は既に身体的条件(眼鏡等及び補聴器を除く。)が付されており、条件を追加する必要がある場合などは、運転適性の判断に慎重な考慮を要する者として、適切な判断を行い得る体制及び資機材が整備された交通部運転免許課において免許証の更新手続きを行うよう教示すること。

#### (3) 駐車禁止除外指定車標章新様式の取扱い

新様式の標章については、新規の申請による場合のほか、新様式の標章への切替の要望があった場合に交付することとする。

なお、当分の間、新旧の様式が使用されることとなるので、現場で不適切な取扱いを生じることのないよう部内周知を図ること。

### 3 広報の徹底

更新手続きの負担の軽減と簡素化を図るための施策については、県民に広く周知徹底を図る必要があり、更新手続きの変更を含め、更新手続きの内容等について、警察・市町村広報誌等あらゆる広報媒体を活用して広報の徹底に努めること。